

## 平成31年度 事業計画

自：平成31年4月 1日

至：令和 2年3月31日

県民の皆様へ

公益社団法人岐阜県不動産鑑定士協会  
会 長 西 村 隆

### 〇 はじめに

当協会は、平成23年4月1日より、社団法人から、県民の皆様のための公益社団法人へ移行し、公益社団法人の重責を真摯に受け止め、県民の皆様のための協会として、皆様のお役に立つ活動や情報の発信を積極的に進めております。

県民の皆様に関係が深い（1）地価公示価格（基準日毎年1月1日）、（2）県地価調査価格（基準日毎年7月1日）、（3）固定資産税評価（3年に一度の1月1日）、（4）相続税路線価（基準日毎年1月1日）、（5）道路や公共施設の用地の不動産鑑定評価等を行っております。これらの業務が円滑に実施されるように、インターネットや地理情報システム技術を駆使して公益業務への支援活動を行っております。

不動産価格は、その時々々の景気の動向に強い影響を受けることになり、景気動向の把握は重要であります。このところの景気を見ますと「『緩やかに拡大』傾向にあり、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、引き続き景気が緩やかに拡大していくことが期待される。ただし、通商問題の動向や、海外経済の不確実性、労働力の不足等による各種供給制約に留意する必要がある。」（東海財務局）とされています。当協会では、こうした経済動向についても、引き続き注視してまいります。

また、国策である空き家対策や中古住宅流通の活性化、地方再生や中心市街地の活性化、更には命や財産を守る防災意識の啓発等々市民生活に関わる様々なテーマでの公開講座や研修会を開催していますが、特に、近年多発する地震や豪雨災害による自然災害被災地を支援するため、研修会を通して会員一丸となって取り組んでいきます。加えて、所有者不明の土地が増えている問題についても関係団体とネットワークを築きながら積極的に取り組んでいきたいと考えます。

皆様方の財産の管理や処分及び有効活用には不動産鑑定評価が欠かせません。当協会は、今年度においても、皆様方が、不動産鑑定評価を気軽に安心してご活用いただけるように、引き続き不動産鑑定評価制度の普及と自己研鑽を重ねてまいります。

今後とも皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

## 1. 社会一般に対する市民講座や相談会の開催

### (1) 公開講座の開催

市民公開講座は、県民の皆様を対象とした公開講座であり、高齢社会への対応や地域再生など都市形成や不動産市場にかかわり市民生活に影響のあるテーマを取り上げて開催しております。これまでリニア新幹線の活用、中心市街地活性化、空き家が与える社会問題などを取り上げてきました。昨年度は「私たちの命を大雨災害から守る」と題して防災をテーマに開催し、参加者から好評を得ました。今後も県民生活の向上や安心・安全をテーマにした講座を開催していきます。

<対象者> 一般県民、産業経済界関係者、行政担当者、不動産関連事業者

### (2) 相談会の開催

不動産価格、地代家賃をはじめとする不動産に関する相談者の諸問題に対して、直接面談により問題解決を図るための助言を行う。

春と秋の無料相談会・・・ 県内主要市11箇所にて会場を設けて開催（年2回）  
会員の不動産鑑定士が相談に応じる。

定期無料相談会・・・・・・ 士協会事務所で月1回（第3水曜日）開催  
会員の不動産鑑定士が当番制により相談に応じる。

<対象者> 一般県民

## 2. 県民に有用な不動産に関する情報の提供

### (1) 不動産取引D I 調査の実施

（公社）岐阜県宅地建物取引業協会と共同で、県内の不動産関連業者に対して県内地価、家賃及び不動産取引動向の現状と先行きに関するアンケート調査を行い、その結果をディフュージョンインデックス（D I）として報道機関への提供やHPでの公表、また、新たに「全国不動産D I 天気予報」へデータを掲載するなど、広く県民に情報発信する。

年2回（基準日4月1日、10月1日）実施する。

<対象者> 一般県民、不動産関連事業者、地方公共団体職員、士業

### (2) 県民のための有用な地価情報の発信

7月1日現在で実施する地価調査の基準地価格、1月1日現在で実施する地価公示の標準地価格をまとめて、その結果をHP等で広く県民に情報発信する。

売買実例と並んで重要な地代調査を重視し、その集計結果のとりまとめや公表に向けての準備を進める。

<対象者> 一般県民、地方公共団体

(3) 県民のための公的土地評価の支援事業

(ア) 県民の固定資産の適正な価格評価とそれに基づく妥当な固定資産税額の確定のため、3年に一度実施する固定資産の評価替えの前提となる評価地点の鑑定評価とその中間年度に実施する時点修正率の評定が適正かつ均衡化が図られるよう支援する。今年度は、隣接市町との均衡のとれた時点修正作業が行われるように支援を行う。

(イ) 県内の均衡のとれた適正な相続税評価を確保し、公正妥当な相続税額や贈与税額を確定するため、相続税標準地鑑定評価と精通者意見価格が適正かつ均衡化が図られるよう支援する。

<対象者> 一般県民、地方公共団体、国税庁

### 3. その他の事業

(1) 研修会の開催

会員の専門知識、周辺知識の習得・向上を図るための研修会やコンプライアンス向上のための研修会を開催する。特に、近年多発する地震や豪雨災害による自然災害被災地を支援するための研修会を実施する。

年2回以上開催

(2) 新聞紙上広告

士協会活動の普及、県民の皆様の不動産鑑定評価制度等についての理解を図るため、紙面買上げによる新聞広告を行う。

年2回

(3) 岐阜県士業連絡協議会との交流

会員の資質向上のため、岐阜県士業連絡協議会（弁護士会、税理士会、公認会計士会等12の専門職業家団体）との意見交換会や、共同しての県民のための無料相談会を行う。

(4) その他団体との交流

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会と不動産取引D I調査事業を継続する。また、中古住宅の円滑な流通などについて、(公社)岐阜県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会岐阜県本部と積極的な意見交換会を行う。さらに、所有者不明の土地が増えている問題に関し、関係団体とネットワークを築きながら取り組む。